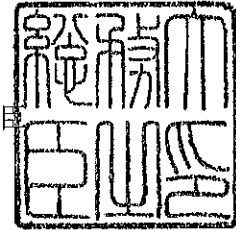


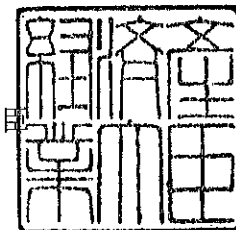
総 統 経 第 23 号
20200225統第1号
令和2年3月25日

各 位

総 務 大 臣



経 済 産 業 大 臣



経済構造実態調査の事前周知について（依頼）

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

総務省・経済産業省では、我が国の幅広い産業の企業・事業所や団体を対象とした「**経済構造実態調査**」を2020年6月に実施いたします。

「経済構造実態調査」は、既存の統計調査（商業統計調査、特定サービス産業実態調査及びサービス産業動向調査（拡大調査））を統合・再編し、2019年に初めて実施した統計調査であり、今回で2回目となります。

「経済構造実態調査」は、製造業及びサービス産業における付加価値等の構造を毎年明らかにする基幹統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査）であり、その調査結果は、国民経済計算（特にGDP統計）の精度向上への寄与のほか、より正確な景気判断や効率的な行政施策の立案、実施のための基礎資料や、企業経営の参考資料など、広く利活用されることが期待されます。

「経済構造実態調査」が新しい統計調査であることも踏まえ、調査のより円滑な実施に向け、その趣旨・必要性について広く御理解いただきたく、統計法第30条第1項に基づき協力を依頼いたしますので、貴団体に属する各企業に対し、貴団体のホームページや機関誌（紙）への記事・広告の掲載等を通じまして、経済構造実態調査の調査実施について御周知いただきますようお願い申し上げます。